

教育基本法の改正を受けて緊急に必要
とされる教育制度の改正について

(答 申)

平成 1 9 年 3 月 1 0 日
中 央 教 育 審 議 会

目 次

はじめに

第 部 総論

第 部 各論

1．教育基本法の改正を踏まえた新しい時代の学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立方策等（学校教育法の改正）

（１）基本的な考え方

（２）概要

学校種の目的及び目標の見直し等

学校の評価等に関する事項

副校長その他の新しい職の設置に関する事項

大学等の履修証明制度

（３）留意事項

2．質の高い優れた教員を確保するための教員免許更新制の導入及び指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育職員免許法等の改正）

（１）基本的な考え方

教員免許更新制の導入（教育職員免許法の改正）

指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法の改正）

分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い（教育職員免許法の改正）

（２）概要

教員免許更新制の導入（教育職員免許法の改正）

指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法の改正）

分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い（教育職員免許法の改正）

（３）留意事項

教員免許更新制の導入（教育職員免許法の改正）

指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法の改正）

3．責任ある教育行政の実現のための教育委員会等の改革（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）

（１）基本的な考え方

（２）概要

教育委員会の責任体制の明確化

教育委員会の体制の充実

教育における地方分権の推進

教育における国の責任の果たし方

私立学校に関する地方教育行政

（３）留意事項

参考資料

- (1) 今後の初等中等教育改革の推進方策について (諮問)(平成 15 年 5 月 15 日)
- (2) 地方分権時代における教育委員会の在り方について (諮問)(平成 16 年 3 月 4 日)
- (3) 今後の教員養成・免許制度の在り方について (諮問)(平成 16 年 10 月 20 日)
- (4) 今後の高等教育改革の推進方策について (諮問)(平成 13 年 4 月 11 日)
- (5) 文部科学大臣挨拶概要 (平成 19 年 2 月 6 日 第 58 回中央教育審議会総会)
- (6) 教育制度分科会及び初等中等教育分科会の当面の運営について
- (7) 第 4 期中央教育審議会委員
- (8) 第 4 期中央教育審議会 教育制度分科会委員
- (9) 第 4 期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員
- (10) 第 4 期中央教育審議会 大学分科会委員
- (11) 審議の経過
- (12) 関係団体からの意見聴取 対象団体一覧
- (13) 一般の方からの意見募集 (募集結果)

教育基本法の改正を受けて緊急に 必要とされる教育制度の改正について (答 申)

平成 1 9 年 3 月 1 0 日
中 央 教 育 審 議 会

はじめに

- 中央教育審議会は、2月6日に文部科学大臣からの審議要請を受け、教育基本法の改正を踏まえて、緊急に必要とされる以下の教育制度の改正について、約1ヶ月間にわたり、集中的な審議を行ってきた。
学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立方策等（学校教育法の改正）
教員免許更新制の導入等（教育職員免許法等の改正）
教育委員会の在り方や国と地方の役割分担（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）
- これらの事柄については、これまでも、中央教育審議会において所要の審議を進めてきたところであり、答申という形で、既に基本的な考え方が示されているものも多数含まれている。
- 本答申は、こうした審議の積み重ねの上に、昨今の教育界に生じている様々な課題や状況の変化を見据えつつ、平成18年12月の改正教育基本法の成立を踏まえ、さらには平成19年1月の教育再生会議の第一次報告等も参考にしつつ、今後改正を要する諸法のうち、緊急に改正が必要とされる制度についての中央教育審議会としての考え方をとりまとめたものである。
- 審議に当たっては、総会、教育制度分科会と初等中等教育分科会の合同会議（懇談会を含む。）、関係団体ヒアリングなど、計10回にわたって審議を行った。あわせて2月22日から2月28日まで文部科学省ホームページにおいて意見募集を行うなど、時間的制約のある中で、可能な限り慎重かつ丁寧な意見集約に努めてきた。大学分科会においても、2回の会議を開催するなど、これに準ずる手続きにより審議を行った。
答申ではすべての意見が盛り込まれているわけではなく、個々の意見については議事録を参照されたい。
ご協力いただいた方々にこの場を借りて厚く御礼申し上げるとともに、本答申を踏まえて、関係の制度改正が速やかに行われることを期待する。

(参考) 関係事項の中央教育審議会への諮問及び答申等

1. 学校教育法の一部改正関連

【諮問】「今後の初等中等教育改革の推進方策について」(平成15年5月)

【答申】「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年10月)

【答申】「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(平成17年1月)

【答申】「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月)

【報告】「審議経過報告」(平成18年2月)(中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会)

「今後の教員給与の在り方について(答申)(案)」(平成19年)(初等中等教育分科会 教職員給与の在り方に関するワーキンググループ)

【諮問】「今後の高等教育改革の推進方策について」(平成13年4月)

【答申】「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月)

2. 教育職員免許法等の一部改正関連

【諮問】「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(平成16年10月)

【答申】「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(平成18年7月)

3. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正関連

【諮問】「地方分権時代における教育委員会の在り方について」(平成16年3月)

【答申】「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年10月)

第 部 総 論

- 昨年１２月、教育基本法が約６０年ぶりに改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。これは新たな時代の教育の幕開けであり、我々はこの改正教育基本法精神にのっとり、新しい時代にふさわしい教育を力強く総力を挙げて進めていかなければならない。
- 一方、昨年秋に大きな社会問題となったいじめや未履修の問題については、その対応をめぐって教育委員会や学校の在り方について様々な議論を呼び、学校教育の本質や教育行政における責任の所在はどこにあるか等、公教育の在り方、さらには社会全体の在り方が国民的な議論となった。これらの過程において、国を含め公教育への信頼が失われかねない状況となっている。また、懸命に子どもたちの教育に打ち込んでいる大多数の教員がいる中で、一部の教員の不祥事により、公教育全体への不信感が広がる結果となっている。
- こうした中で、昨年１２月に成立した改正教育基本法において示された新しい教育の理念の下、各学校種の目的や目標を見直し、学習指導要領の改訂につなげていくことが必要である。その際、教育の機会均等、水準の維持向上や無償制が特に求められる義務教育については、新たに義務教育の目標の規定を創設することが適当である。
- 教育の成否は教員にかかっている。教員に質の高い優れた人を確保することが重要であることから、教員免許更新制の導入等を図るとともに、副校長（仮称）、主幹（仮称）、指導教諭（仮称）の職の設置を通じて、学校の組織運営体制の強化を図り、より充実した学校教育の実現を目指していく必要がある。同時に、教員が誇りを持って教育に取り組み、社会と児童生徒から尊敬、敬愛を受ける存在であるためには、勤務条件の在り方等についても併せて検討していく必要がある。
- 学校を支える教育行政制度の改善を図り、国民と児童生徒に対する責任の所在を明確にすることは喫緊の課題である。改正教育基本法の定めるところに従い、地方分権の理念を尊重しつつ、国と地方公共団体が適切な役割分担と相互の協力の下、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制を充実しなければならない。人の育成を担う教育の重要性にかんがみ、教育基本法において定められた教育の実施についての国の責任をしっかりと果たし、国民の信頼に真に応えられる教育行政の体制を構築する必要がある。
- 何よりも忘れてはならないのは、未来を担う全ての子どもたちに対して、いかにして充実した質の高い教育の機会を保障できるかとの観点である。そのためには国、地方公共団体、学校、家庭及び地域社会が緊密に連携協力し、それぞれの責務をしっかりと果たしていくことこそが今、求められている。
- 本答申は緊急に改正が必要とされる制度についての考えをとりまとめたものであり、今後、改正教育基本法を踏まえ、学校教育、社会教育等の各分野を通じた教育改革の具体的な方向性を順次示していくことが必要である。

第 部 各 論

1．教育基本法の改正を踏まえた新しい時代の学校の目的・目標の見直しや学校の組織運営体制の確立方策等（学校教育法の改正）

（１）基本的な考え方

- 教育基本法の改正により、教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と定められた（第１条）。また、教育の目標について、公共の精神や伝統と文化の尊重など、今日重要と考えられる事柄が新たに規定された（第２条）。さらに、義務教育についても、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うという目的が定められた（第５条第２項）。同様に、大学や幼児期の教育に関する規定（第７条及び第１１条）も置かれたところである。
- 学校教育法には、それぞれの学校種ごとに目標等が規定されている。これらの規定は、初等中等教育においては、小・中・高等学校等の教科等の教育内容の大枠を定めるとの性格を持つとともに、教育理念を規定する教育基本法と教科構成やその具体的な内容を定める学習指導要領等をつなぐ役割を果たしている。
- このため、義務教育については、改正教育基本法第５条第２項に新たに義務教育の目的が規定されたことを踏まえ、義務教育の目標を学校教育法において明確化することが必要である。
その際、審議においては、義務教育の目標により詳細にわたる具体的な教育内容を書く必要があるのではないかと意見もあったが、他方で、むしろ学校教育法の目標規定はより大綱化すべきとの意見も出された。このため、現在の小・中学校の目標に、改正教育基本法第２条において教育の目標として新たに規定された理念の中で教科等の教育内容の大枠として学校教育法に規定することが適当なものを加えるとの考え方で整理することが妥当である。
- なお、関連して改正教育基本法第５条第１項において別の法律で定めることとされた義務教育の年限については、現行制度どおり９年と規定することが適切である。
- 改正教育基本法において、学校教育の基本的な役割として、「教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」との規定（第６条第２項）が置かれた。幼稚園から小・中・高等学校、大学、高等専門学校等までのそれぞれの学校種の目的や目標を、発達の段階や当該学校種をめぐる状況の変化などを踏まえるとともに、学校教育全体の体系性に留意して、見直す必要がある。
- このような観点から、幼稚園については、その目的の見直しを行い、小学校以降の教育との接続を明確にするとともに、これに伴って学校教育法に規定する学校種の規定順について、発達の連続性を踏まえ、幼稚園を最初に規定することが妥当である。
また、高等学校については、高校教育の多様化を踏まえ、現行の学校教育法と同様に、その目的や目標は包括的に定めることが適当であるが、義務教育との接続の観点を重視することが必要である。

- さらに、高等教育については、改正教育基本法に大学の基本的役割に関する規定(第7条)が置かれたことを踏まえ、大学等の目的に関する規定を改正することが適当である。
- このほか、学校と社会との連携を深めるといった観点から学校評価や情報提供の充実を図るとともに、大学等の履修証明について、その制度上の位置付けを明確化することが必要である。
審議においては、特に、公教育の信頼を確保する上で、学校が教育課程をはじめとする教育活動などの学校運営に関する情報の発信を行うことは重要との意見があった。情報提供に関する学校の責務の明確化は、公の性質を有する学校が自らの説明責任を果たすためにも重要である。
- これらの学校評価や情報提供は、権限と責任が拡大する中で学校の主体性を高める基盤として重要である。同様の観点から、学校における組織運営体制や指導体制の確立が求められる。このため、学校教育において体系的な教育が組織的に行われることを求める改正教育基本法第6条第2項や初等中等教育分科会教職員給与の在り方に関するワーキンググループにおいて審議を行ってきた「今後の教職員給与の在り方について」を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に副校長、主幹、指導教諭を新たに置くための制度改正を行うことが必要である。その際、学校が置かれている状況はそれぞれ異なることから、このような多様な実態に対応し得る柔軟な制度とするために任意設置の職とすることが適当である。

(2) 概要

- 以上のような基本的な考え方の下、学校教育法を以下のような趣旨で改正することが適当である。
なお、今回の審議においては、義務教育について知識・技能の習得とともに、その活用や探究の重要性を明確にすべきであるといった意見のほか、高等学校教育の水準確保の在り方など多岐にわたる議論がなされたところであり、学校教育法改正案の立案に当たって、これらを踏まえることを求めたい。

学校種の目的及び目標の見直し等

() 義務教育の目標及び年限に関する事項

教育基本法に義務教育の目的に関する規定(第5条第2項)が置かれたことを踏まえ、義務教育の目標に関する規定を新設すること。また、教育基本法改正により義務教育の年限は別の法律で定めると規定された(第5条第1項)ことに伴い、義務教育の年限を規定すること。

- 義務教育の目標については、改正教育基本法に教育の目標に関する規定(第2条)が置かれたことを踏まえ、学校教育法に規定する小・中学校の目標規定(第18条及び第36条)を、次のような態度や能力等を養うといった趣旨に改めること。
 - ・ 自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度(第18条第1号、第36条第3号)
 - ・ 生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度(教育基本法第2条第4号)

- ・ 我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、国際理解及び国際協調の精神(第18条第2号)
- ・ 家族や家庭の役割、生活に必要な基礎的な理解と技能(第18条第3号)
- ・ 国語の正しい理解と使用する基礎的な能力(第18条第4号)
- ・ 数量的な関係の理解と処理する基礎的な能力(第18条第5号)
- ・ 自然現象の科学的な観察と処理する基礎的な能力(第18条第6号)
- ・ 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣、心身の調和的発達(第18条第7号)
- ・ 生活を明るく豊かにする音楽、美術等についての基礎的な理解と技能(第18条第8号)
- ・ 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んじる態度、進路選択する能力(第36条第2号)

- 義務教育の年限は、現行制度どおり9年と規定すること。

() 幼稚園に関する事項

教育基本法に教育の目標(第2条)及び幼児期の教育(第11条)に関する規定が置かれたこと等を踏まえ、以下のとおり学校教育法の幼稚園の目的及び目標に関する規定(第77条及び第78条)等を改めること。

- 幼稚園の目的については、義務教育以後の教育の基礎が培われ、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるよう、幼児期の特性に配慮しつつ、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するといった趣旨を規定すること。
また、目的の見直しに伴い、小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確となるよう、学校種の規定順について幼稚園を最初に規定すること。
- 幼稚園の目標については、教育基本法に示された教育の目標や学校教育法に新たに規定される義務教育の目標の内容、幼児を取り巻く環境の変化を踏まえ、現行規定(第78条)を、次のような態度等を養うといった趣旨に改めること。
 - ・ 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣、身体諸機能の調和的発達(第78条第1号)
 - ・ 集団生活の経験、すべての社会生活の基盤となる人への信頼感、自主、自律及び協同の精神や規範意識の芽生え(第78条第2号)
 - ・ 身近な社会生活や自然に対する理解と態度の芽生え(第78条第3号)
 - ・ 自ら進んで言葉を使うよう正しく導くこと、相手の話を理解しようとする態度(第78条第4号)
 - ・ 多様な創作的表現に親しむこと、豊かな感性と表現力の芽生え(第78条第5号)
- 幼稚園が、家庭・地域における幼児期の教育を支援するよう規定すること。また、幼稚園が実施するいわゆる預かり保育を適正に位置付けること。

() 小学校に関する事項

義務教育の目標規定を置くこと等を踏まえ、以下のとおり小学校の目的及び目標に関する規定（第 17 条及び第 18 条）を改めること。

- 小学校の目的については、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すといった趣旨を規定すること。
- 小学校の目標については、その目的を実現するために、義務教育の目標を基礎的な程度において達成するよう努めなければならないといった趣旨を規定すること。

() 中学校に関する事項

義務教育の目標規定を置くこと等を踏まえ、以下のとおり中学校の目的及び目標に関する規定（第 35 条及び第 36 条）を改めること。

- 中学校の目的については、小学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すといった趣旨を規定すること。
- 中学校の目標については、その目的を実現するために、義務教育の目標の達成に努めなければならないといった趣旨を規定すること。

() 高等学校に関する事項

教育基本法に教育の目標の規定（第 2 条）が置かれたこと及び小・中学校の目標規定の改正等を踏まえ、以下のとおり学校教育法の高等学校の目的及び目標に関する規定（第 41 条及び第 42 条）を改めること。

- 高等学校の目的については、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すといった趣旨を規定すること。
- 高等学校の目標については、教育基本法に示された教育の目標や学校教育法に新たに規定される義務教育の目標の内容を踏まえ、現行規定（第 42 条）を次のような資質や態度等を養うといった趣旨に改めること。
 - ・ 中学校教育の成果の発展拡充、豊かな人間性と創造性、国家及び社会の形成者として必要な資質（第 42 条第 1 号）
 - ・ 将来の進路の決定、一般的な教養、専門的な知識、技術及び技能（第 42 条第 2 号）
 - ・ 個性の確立、社会についての広く深い理解、健全な批判力、社会の発展に寄与する態度（第 42 条第 3 号）

() 中等教育学校に関する事項

- 中等教育学校の目的及び目標に関する規定（第 51 条の 2 及び第 51 条の 3）についても、高等学校と同様に改正すること。

() 特別支援学校に関する事項

- 特別支援学校の目的については、先般の法改正で改められた内容を引き続き規定すること。

() 大学に関する事項

教育基本法に大学の基本的役割に関する規定(第7条)が置かれたことを踏まえ、以下のとおり学校教育法の大学の目的に関する規定(第52条)を改めること。

- 大学の目的については、現行規定(第52条)に、教育研究活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するといった趣旨を加えること(短期大学及び大学院にも適用。)

() 高等専門学校に関する事項

- 高等専門学校の目的に関する規定(第70条の2)についても、大学の規定に合わせ所要の改正をすること。
- このほか、公立大学法人が高等専門学校を設置できるよう規定の整備を行うこと。

学校の評価等に関する事項

教育基本法に義務教育についての国及び地方公共団体の役割と責任(第5条第3項)、教育行政における国及び地方公共団体の役割と責任(第16条第2項及び第3項)並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)に関する規定が置かれたこと等を踏まえ、学校の裁量を拡大し自主性・自律性を高める上で、その取組の成果の検証が重要であることから、学校評価及びその前提となる情報提供の充実を図るために、以下のような規定を新設すること。

- 学校(大学及び高等専門学校を除く。)は、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図ることにより、その教育水準の向上に努めなければならないといった趣旨を規定すること(専修学校及び各種学校についても同様の趣旨の規定を整備)。
大学及び高等専門学校は、第69条の3及び第70条の10の規定により、自己点検・評価が義務付けられており、この規定の対象としない。
- 学校(大学及び高等専門学校を除く。)は、保護者及び地域住民その他の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供するものとするといった趣旨を規定すること(専修学校及び各種学校についても同様の趣旨の規定を整備)。
- 大学及び高等専門学校は、教育研究活動等の状況に関して、情報を公表するものとするといった趣旨を規定すること。

副校長その他の新しい職の設置に関する事項

教育基本法に学校教育においては体系的な教育が組織的に行われなければならないとの規定（第6条第2項）が置かれたことを踏まえ、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るために、幼稚園、小・中学校等に次のような職を置くことに関する規定を設けること。

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に、副校長、主幹及び指導教諭を置くことができることとし、それぞれの職務として、次のような趣旨を規定すること。
 - ・副校長： 校長を補佐し、校務を整理するとともに、校長から任された校務について自らの権限で処理すること。
 - ・主幹： 校長、副校長及び教頭を補佐するとともに、校長から任された校務について、校長等が判断・処理できるよう、とりまとめ整理すること。あわせて、児童生徒等の教育を担当すること。
 - ・指導教諭： 他の教諭等に対して、教育指導に関する指導・助言を行うとともに、児童生徒等の教育を担当すること。

大学等の履修証明制度

教育基本法に教育研究の成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与するという大学の基本的役割に関する規定（第7条第1項）が置かれたことを踏まえ、次のような履修証明制度に関する規定を新設すること。

- 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学に在学する学生以外の者を対象とした特別の課程を履修した者に対し、履修証明書を交付できるといった趣旨を規定すること（高等専門学校及び専門学校についても同様の趣旨の規定を整備）。

（３）留意事項

- 学校教育法の改正案について審議するに当たっては、これまでの中央教育審議会における初等中等教育分科会や教育課程部会及び大学分科会における議論を十分踏まえて検討を行った。教育課程部会においては、学習指導要領の見直しについて、「生きる力」の育成のための具体的な手立ての確立の観点から、基本的な考え方から各学校ごとの改善と学校間の円滑な接続、各教科等の具体的な改善にいたるまで様々な審議を重ねている。

- 今後、改正された教育基本法や学校教育法の見直しを通じて明確化された教育理念を実現する観点も踏まえ、学習指導要領の見直しについて、更に検討を深めることが必要である。

特に、幼稚園、小・中・高等学校に準ずる教育を施すとともに、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする特別支援学校については、学習指導要領において、今回の学校種の目的・目標規定の見直しを踏まえた特別支援学校の教育内容の明確化を図ることが求められる。

また、幼児期の教育全体の充実を考えた場合、幼稚園だけでなく、保育所、認定こども園の教育内容及び小学校との接続についても留意することが求められる。
- なお、今回の審議においては、教育内容に関する具体的な改善について様々な意見が出された。

また、特に中・高等学校の法令上の目的・目標と上級学校への入学者選抜を重視することが求められる個々の学校の置かれた状況との関係や、グローバル化が進み、外国人児童生徒を多く受け入れる学校も見られる中での教育内容の在り方などについて、今後十分に検討する必要があるとの指摘もあった。
- 義務教育の年限については、これを延長すべきとの意見も出されたが、現在の制度は国民の間に定着しており、延長する場合には多額の財政負担が必要となることから、国民的合意を要する事項である。このため、学校教育制度全体の在り方も踏まえ、長期的な視点で検討する必要がある。
- さらに、「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成１７年１０月）で指摘されているように、学校評価については、地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高めるとともに、保護者や地域住民に対し説明責任を果たす観点から、自己評価や保護者、地域住民による外部評価を一層推進することが必要である。

また、これらの取組に加えて専門家による第三者評価が必要であるとの意見があった。これらを踏まえて、国は、第三者機関による全国的な外部評価の仕組みを含め、評価を充実する方策について更に検討を進める必要がある。
- 情報提供については、学校が情報を提供するとともに、改正教育基本法の趣旨を踏まえ、家庭や地域も連携・協力に努めるという双方向性が大切といった意見が出された。
- なお、主幹又は指導教諭が新たな職として位置付けられ、配置される場合には、その職に見合った適切な処遇を図るため、都道府県において、給料表上必要に応じて、主幹又は指導教諭の職務に対応した新たな級を創設することが望ましい。また、副校長についても、教頭との関係を整理した上で、職務に応じた処遇を行うことが望ましい。

加えて、新たな職の設置の状況に応じて教職員定数の改善などの条件整備を図ることが望まれる。
- 大学等の履修証明については、その質の確保を図るとともに、社会的な評価を高めるための具体的な方策等について今後さらに検討することが重要である。

2．質の高い優れた教員を確保するための教員免許更新制の導入及び指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育職員免許法等の改正）

（１）基本的な考え方

- 国民が求める学校教育を実現するためには、教員に質の高い優れた人を確保することが極めて重要である。改正教育基本法においては、新たに第９条として教員の条を設け、その第１項において「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」と規定するとともに、第２項において「その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない」と定めている。
- こうした教育基本法の精神に基づき、質の高い教員の養成・確保を図るためには、教員の養成、採用、現職研修等の改善・充実を図るとともに、日々努力をしている教員に報いるため、優秀教員の表彰、教員の処遇や職場環境の改善など、教員に関する様々な施策を一体的に進め、教職が魅力ある職業となるようにすることが重要である。
- その中で、教員が広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となることが必要であり、特に以下の施策に関する検討が必要である。

教員免許更新制の導入（教育職員免許法の改正）

- 教員をめぐる状況は時代の進展に応じて常に変化し続けており、その時々で求められる教員として必要な資質能力も、恒常的に変化しているものである。
教員免許制度は、免許状を有する者の資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度であり、恒常的に変化する教員として必要な資質能力を担保する制度として、再構築する必要がある。
- こうした考え方の下、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な知識技能の刷新（リニューアル）を図るための方策として、教員免許更新制の導入が「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成１８年７月）において提言された。
- 今回の更新制は、教員が、社会構造の急激な変化や学校や教員に対する期待等に対応して、今後も専門職としての教員で在り続けるために、最新の知識・技能を身に付け自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ていくという前向きな制度である。
- 教員免許更新制については、既に提言された制度設計を基に、その導入のための所要の法改正等を進めることが適当である。

指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法の改正）

- 教員の大多数が日々献身的に子どもたちへの教育活動に従事している反面、一部に指導が不適切な教員が存在することも事実であり、このような教員に対する国民の目は、昨今ますます厳しいものとなっている。

- このため、各任命権者において、指導が不適切な教員の人事管理システムの厳格な運用を通じて毅然とした対応を講ずるとともに、国においても、教員全体への信頼性を向上させ、全国的な教育水準の維持を図る観点から、こうした仕組みを法律上明確に位置付けることが必要である。

分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い（教育職員免許法の改正）

- 昨年7月の答申においても提言されているように、分限免職処分を受け、既に教員としての身分を失った者について、明らかに教員としての資質能力に問題があると認められる場合に、当該者に引き続き教員免許状を保持させておくことは、教員免許状や教員に対する信頼を著しく損なうことにつながるおそれがある。従って、教員としての適格性に欠く場合などの理由により分限免職処分を受けた者の免許状は、失効とすることが必要である。

（２）概要

- 以上のような基本的な考え方の下、教育職員免許法等を以下のような趣旨で改正することが適当である。

教育基本法の改正、中央教育審議会の答申及び教育再生会議の第一次報告などを踏まえ、優秀な教員を確保し、資質を向上させる仕組みを導入するために、以下の事項について教育職員免許法等を改めること。

教員免許更新制の導入（教育職員免許法の改正）

（ ）教員免許状の有効期間

- 普通免許状及び特別免許状に10年間の有効期間を定めること。

（ ）有効期間の更新

- 免許状の有効期間は、その満了の際、現職教員等（教員や教員となる見込みがある者など）からの申出により更新することができること。
- 免許管理者は、
 - ・ 免許状更新講習を修了した者又は
 - ・ 勤務実績その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めた者については、免許状の有効期間を更新すること。
- 災害その他やむを得ない事由があると認められる場合には、有効期間を延長することができること。

() 現に免許状を有する者の取扱い

- 現に免許状を有している現職教員等については、10年ごとに免許状更新講習と同様の講習を修了したことの確認を受けなければならないこと。
- 講習を修了できなかった者の免許状は、その効力を失うこと。

指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法の改正）

() 指導が不適切な教員の認定及び研修の実施等

- 任命権者は、教育や医学の専門家や保護者などの第三者からなる審査会の意見を聴いて、「指導が不適切な教員」の認定を行うこと。
- 任命権者は、指導が不適切と認定した教員に対し、研修を実施しなければならないこと。
- 研修の期間は、過度に長期にならないよう実施期間を政令で規定すること。
- 指導が不適切であると認定された者の研修期間中の免許状の取扱いについて必要な措置を講ずること。（教育職員免許法改正）

() 研修終了時の認定及び措置

- 任命権者は、研修終了時に審査会の意見を聴いて、指導の改善の状況について認定を行うこと。
- 任命権者は、研修終了時の認定において、指導が不適切であると認定した者に対して、免職その他必要な措置を講ずるものとする。

分限免職処分を受けた者の免許状の取扱い（教育職員免許法の改正）

- 教員が、勤務実績が良くない場合やその職に必要な適格性を欠く場合に該当するとして分限免職処分を受けたときは、その免許状は効力を失うこと。

(3) 留意事項

- 「基本的な考え方」で述べたように、質の高い教員の養成・確保を図るためには、教員免許更新制の導入や指導が不適切な教員に対する人事管理の厳格化のみならず、教員の処遇の改善等様々な施策を一体的に進めることが重要である。
- 現在の教員の年齢構成を見ると、40歳代から50歳代前半の層が多くなっており、今後、この世代が退職期を迎えることに伴って、教員の大量採用時代を迎えることが見込まれる。このため、大学等における教員養成の改善・充実や透明性の高い、人物評価を重視した採用選考への改善・充実等による、養成・採用段階からの教員の質の確保が重要である。また同時に、現職研修の改善・充実、教員の処遇や職場環境の改善など、日々自己研鑽をしている教員を励まし、教員が魅力ある職業となるようにすることが重要である。

- これら教員に関する施策については、各方面からの指摘を踏まえ、本審議会としても今後、適時適切に検討を加える必要がある。

教員免許更新制の導入（教育職員免許法の改正）

- 教員免許更新制の導入に当たって、実効性のある制度とするためには、更新要件としている３０時間程度の免許状更新講習の内容を充実したものとし、また、適切に修了の認定がなされることが重要である。そのためには、刷新すべき資質能力と講習内容を明示し、それが確実に身に付いたかを適切に判定するための明確な認定基準や、同時に講習の受講免除に関する基準等が必要である。
また、現場の教員の負担軽減の観点から、教員の生涯を通じた研修体制の見直し、講習の経費負担の在り方の検討等が求められる。
これらについては、今後、更に検討していく必要がある。

指導が不適切な教員の人事管理の厳格化（教育公務員特例法の改正）

- 指導が不適切な教員の人事管理システムがより実効性のあるシステムとして運用されていくためには、今後、国において、「指導が不適切な教員」の認定に関する判定基準や、本人からの意見聴取等を含めてシステム全体の具体的な運用方法に関する全国的なガイドラインの策定について検討することが必要である。
- 市町村教育委員会が、市町村費負担教職員に対し、指導が不適切な教員の人事管理システムを実施する際には、市町村の実情に応じて、柔軟な対応が可能となるようにすることが必要である。
- 指導が不適切な教員の人事管理については、幼児児童生徒への影響を第一に考え、システム全体として迅速な対応が図られるようにすることが必要である。

3．責任ある教育行政の実現のための教育委員会等の改革（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）

（１）基本的な考え方

- 教育は、子どもたちや地域住民に身近な学校や市町村が、それぞれの学校や地域の特色を生かして主体的な活動を展開していくことが重要である。
このような考え方に立ち、これまで、中央教育審議会の答申などに基づき、教育行政の地方分権が積極的に推進されてきたところであり、今後も、それぞれの学校や市町村が、主体的に教育活動を展開していけるような条件整備を進めていくことを通じ、教育行政の強化・充実を図っていくことが重要である。
- 同時に、改正教育基本法第１６条第１項において、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」と定められた。
- また、同条第２項において、「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない」と規定するとともに、同条第３項において「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない」と規定されたところである。
- さらに同法第５条第３項においても「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う」と定められている。
- 地方分権の理念を尊重しつつ、こうした改正教育基本法に基づき、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制を充実していくとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、最終的には、教育に国が責任を負える体制を構築していくことが必要である。
- 教育委員会制度については、中央教育審議会が平成１７年１０月に既に答申しているとおり、教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保、地方における行政執行の多元化等の観点から、全ての地方自治体に設置する等の現在の基本的な枠組みを維持することが必要である。その上で、地方分権の理念を尊重しつつ、教育委員会の役割の明確化を図るとともに、その機能・体制を充実し、それぞれの地域の実情に合わせた弾力的な運用が可能となるよう制度改革を図ることが適当である。
- このため、地方教育行政の基本理念を法律上明確にするとともに、合議体としての教育委員会と教育長の役割・権限を明確化する必要がある。また、教育委員の数を弾力化するとともに保護者が必ず教育委員に含まれるようにするほか、小規模市町村の教育行政事務の広域処理を促進する。

- 国と地方の関係については、今後とも地方分権の理念が重要であることは言うまでもない。国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から学校へと分権が進めば進むほど、それぞれのレベルにおいて、自律的に責任が果たされなければならない。また、これと同時に、上記の改正教育基本法の精神にのっとり、全国どこにおいても、国民の代表である国会で定められた法律及びこれに基づく政省令・告示等が守られ、公正かつ適正な教育活動が展開されるような仕組みを構築していくことがより一層重要となる。国民の教育を受ける権利を適切に保障するため、最終的な担保措置として、国が責任を果たすことができるよう、新しい制度を築いていく必要がある。
- すなわち、国は教育の実施についてナショナル・スタンダード（全国的な基準）を設定し、その履行が最終的に担保されるよう保障する責務を負うものであり、国と地方との関係は、このナショナル・スタンダードとローカル・オプティマム（それぞれの地域において最適な状態）とのバランスをいかにして図るかが、教育行政の充実や公教育への信頼の確保にとって重要である。

（２）概要

- 以上のような基本的な考え方の下、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を以下のような趣旨及び意見を踏まえ、改正することが適当である。

教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申、教育再生会議の報告、規制改革・民間開放推進会議の答申などを踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進や国の責任の果たし方等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改めること。

教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政は、教育の機会均等と教育水準の維持向上、地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担・協力の下、公正・適正に行わなければならないことを明確化すること。
- 地域の基本的な教育方針・計画の策定や教育委員会規則の制定・改廃など、合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事項を明確化すること。
- 教育委員会は、前記以外の事務については、教育長に委任できることを明確化すること。
- 教育委員会は、第三者の知見を活用しつつ、教育長に委任した事務も含め、教育委員会の事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、議会に報告するものとする。

教育委員会の体制の充実

- 市町村は、教育委員会の共同設置、広域連合、事務組合などにより、広域で教育行政事務を処理する体制の整備・確立に努めるものとする。
- 市町村教育委員会は指導主事の設置に努めるものとする。

- 教育委員の責務・果たすべき役割を明確にするとともに、文部科学大臣・教育委員会は、教育委員に対する研修の実施に努めるものとする。

教育における地方分権の推進

- 教育委員の数については、5人を原則としつつ、都道府県・市の教育委員会は6人以上、町村の教育委員会は3人以上とすることができるものとする。また、保護者が必ず含まれるものとする。
- 教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く。）スポーツ（学校における体育を除く。）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとする。
- 県費負担教職員の人事に関し、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の意向をできるだけ尊重するとともに、同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて行うものとする。

教育における国の責任の果たし方

- 改正教育基本法において、「教育は法律に基づき行われるべきこと、教育行政は国と地方が相互に協力して行われるべきこと、特に義務教育については、国及び地方公共団体は、その実施に責任を負うこと」が定められた。この改正教育基本法の立法趣旨を踏まえ、地方公共団体の教育に関する事務が法令に明確に違反している場合や著しく不適正な場合には、国の法律上の責任を果たすことができるよう、以下を踏まえ、適切な仕組みを構築していくこと。
- ・ 文部科学大臣は、地方公共団体の教育に関する事務に法令違反等がある場合には、地方自治法第245条の5で規定する是正の要求を適切に行うことは当然である。
しかし、児童生徒の生命や身体の保護のため緊急の必要がある場合や、憲法に規定された教育を受ける権利が侵害され、教育を受けさせる義務が果たされていない場合など極めて限定された場合には、地方自治法の「是正の要求」に加え、国がこれらの事態に適切に対応できるよう、地方公共団体に対し何らかの措置（指示等）を行えるようにする必要があるとする意見が多数出された。
- ・ ただし、国がこのような措置を行うことになった際には、専門家などで構成される調査委員会等の報告を参考に対応すべきとの意見、文部科学大臣による是正の要求に対し、地方公共団体がどのような対応を行ったかを当該地方公共団体の議会や文部科学大臣に報告させてはどうかという意見なども出された。
- ・ これに対し、国が指示できるような制度を新たに設けることは、地方分権の流れに逆行するとの意見や、是正の要求を行った事例が無いのに、より強力な関与を設ける必要性は無いなどの強い反対意見も出された。
- 教育長について、事前に国が任命に関与する仕組み、例えば「任命承認制度」については、賛成意見はほとんどなく、当審議会として、これを採らないことが適当であるとする。

- ・ 教育委員会と教育長の職務の適切な執行を担保するためには、何よりもまず、それぞれのレベルにおいて、首長や議会がその責任を果たしていく必要があるとの意見や、国が教育委員会に指示等を行った場合に、その任命に関与した首長や議会にその旨を伝え、地方自治の本来の機能に期待すべきであるという意見が多くあった。
また、大学の評価機関を参考にして、国における第三者機関が、学校や教育委員会の活動の評価を行い、その結果などを踏まえ、教育長や教育委員に対する研修や情報の提供の充実を図るという事後評価による対応を図ってはどうかという意見も出された。

私立学校に関する地方教育行政

- 私立学校も、公教育の一翼を担うものであり、主権者たる国民の代表からなる国会が定めた法律を遵守することは当然であり、また、特に普通教育の法定された最低限の基準を担保するため、以下を踏まえ、適切な措置を講ずること。
- ・ 都道府県知事の下に、指導主事のような学校教育に関する専門的識見を有する者を配置するなど、その体制を充実していくことが必要であるとの意見が出された。
また、必要に応じ、都道府県知事が、学校教育に関する専門的事項について、教育委員会に対し、助言、援助を求め得るようすべきとの意見が出された。なお、都道府県知事が助言、援助を求める場合には、私立学校との協議を経て行うようすべきとの意見も出された。
- 都道府県知事の求めに応じて、教育委員会が助言、援助を超えて指導を行うことについては、私立学校の建学の精神や独自性・自主性を尊重する観点から、反対する意見が多く、当審議会としては、教育委員会が指導を行うことを可能とすることは採らないことが適当であると考える。
- 私立学校に関する地方教育行政の在り方については、今回の答申に基づく措置の状況などを踏まえつつ、今後更に検討を行っていくことが必要である。

(3) 留意事項

- 県費負担教職員の人事権については、平成17年10月の中央教育審議会の答申において、既に、より教育現場に近いところに権限を下ろす方向が望ましいとの考え方の下、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当」との考え方を示したところである。
しかしながら、人事権を全面的に移譲することについては、依然として関係者間での意見の隔たりが大きく、全ての市町村において一定水準の人材確保を図る上で支障が生ずるという懸念が大きい。このため、今回は前記のとおり、同一市町村内における転任については、市町村教育委員会の意向に基づいて都道府県教育委員会が行うこととし、人事権全体の移譲については、小規模市町村の教育行政体制の整備の状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みや給与負担の在り方などとともに、引き続き検討していく必要がある。
なお、教職員人事については、学校長自らの教育方針に基づいた学校経営が可能となるよう、市町村教育委員会は、内申に当たっては、できるだけ学校長の意見を尊重するよう努めることも必要である。

- 都道府県教育委員会が市町村教育委員会の評価を行うという制度については、都道府県と市町村の基本的な関係の在り方に関わるものであり、他の行政評価制度との関連や、学校評価システム構築の検討状況なども踏まえ検討を行うことが必要である。
- 教育委員長は、教育委員会の会議を主宰するとともに、教育委員会を代表する者であり、その役割は、他の教育委員に比して重いものである。このため、各教育委員会においては、その選任に当たっては、持ち回りで委員長を決めるようなことは慎み、教育委員のうち、最も適切な人が選任されるよう努めることが求められる。
- 教育委員会の体制を充実し、住民の期待に応える教育行政を展開していくためには、前述のような制度の見直しに加え、最終的にはその活動を担う人の資質能力に負うところが大きい。このため、教育委員や教育長はもとより、その活動を支える教育委員会の事務局職員や指導主事・社会教育主事などの専門的職員に、優秀な人を確保するとともに、その資質向上に努めていくことが必要である。

参 考 資 料

1 5 文科初第 2 5 1 号

中 央 教 育 審 議 会

次に掲げる事項について，別紙理由を添えて諮問します。

今後の初等中等教育改革の推進方策について

平成 1 5 年 5 月 1 5 日

文部科学大臣 遠 山 敦 子

(理由)

我が国の社会が現在直面している様々な課題を乗り越え、今後さらなる発展を遂げ、国際的にも貢献していくためには、教育の普遍的な使命と新しい時代の大きな変化を踏まえ、21世紀を切り拓く心豊か^{ひら}でたくましい日本人の育成が重要である。その観点から、近年、21世紀教育新生プランや人間力戦略ビジョンを策定し、教育内容や教育条件など広範多岐にわたる教育改革の取組を進めてきている。今後さらに中・長期的な展望に立ち、生涯学習の理念など総合的な視野の下に、学校教育の根幹である初等中等教育について、不断の改善・充実を図っていくことが求められている。新しい時代の学校にあっては、より一層、子どもたちに豊かな心をはぐくむとともに確かな学力を身に付けさせ、保護者や国民の信頼に十分こたえることができるよう、子どもたち一人一人の個性に応じ、その能力を最大限に伸ばす創意工夫に富んだ教育活動が行われることが重要である。このため、初等中等教育に関して、教育内容・方法や制度の在り方などについて幅広く検討し、初等中等教育の改革をこれまでの改革の取組を基に着実に推進していく必要があると考える。

当面、次の事項について検討する必要がある。

(1) 初等中等教育の教育課程及び指導の充実・改善方策について

(2) 義務教育など学校教育に係る諸制度の在り方について

文部科学大臣諮問理由説明

平成15年5月15日

我が国の社会が現在直面している様々な課題を乗り越え、今後さらなる発展を遂げ、国際的にも貢献していくためには、教育の普遍的な使命と新しい時代の大きな変化を踏まえ、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成が重要であります。その観点から、近年、21世紀教育新生プランや人間力戦略ビジョンを策定し、自然体験・社会体験の推進などの教育内容の改善や教職員定数改善計画の推進などの教育条件の整備など広範多岐にわたる教育改革の取組を進めてきています。これらの改革を基に、今後さらに学校教育の根幹である初等中等教育について、不断の改善・充実を図っていくことが求められており、去る3月20日に中央教育審議会に取りまとめていただいた「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申においても、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、具体的な改革の取組を引き続き推進するよう提言されています。

昨年4月から順次実施されている新学習指導要領は、完全学校週5日制の下、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせることはもとより、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむこととしております。新しい時代の学校にあっては、より一層、子どもたちに豊かな心をはぐくむとともに確かな学力を身に付けさせ、保護者や国民の信頼に十分こたえることができるよう、一人一人の個性に応じ、その能力を最大限に伸ばす創意工夫に富んだ教育活動が行われることが重要であります。

このため、初等中等教育に関して、教育内容・方法や制度の在り方などについて幅広く検討し、初等中等教育の改革をこれまでの改革の取組を基に着実に推進していく必要があります。今後の初等中等教育改革の推進方策について包括的に諮問を行うものであります。

中央教育審議会は、従来の教育課程や教員養成などに関する審議会を統合し、初等中等教育全般にわたり総合的な検討を行う場として設けられたものであり、本審議において、中・長期的展望に立ち、総合的な視野の下に御検討いただきたいと考えております。

当面の検討事項

当面，次の事項について御審議をお願いしたいと考えております。

１．初等中等教育の教育課程及び指導の充実・改善方策について

昨年４月から新学習指導要領が順次実施され，各学校及び各教育委員会では，そのねらいの実現に向けて創意工夫に満ちた取組がなされています。他方，我が国の子どもの状況については，近年の国際的な調査や平成１３年度教育課程実施状況調査等の結果分析からは，学習内容の理解や学習意欲・学ぶ習慣などについての課題が明らかになっています。また，若者の勤労観，職業観についても各方面から課題が指摘されています。

このような状況を踏まえ，中央教育審議会教育課程部会を常設化した趣旨にかんがみ，学習指導要領の実施状況を不断に検証し，教育課程及び指導上の課題を明らかにするとともに，新学習指導要領のねらいの一層の実現を図るため，教育課程及び指導の充実・改善方策について御検討いただきたく，当面，次の事項に関して御審議をお願いしたいと考えております。

まず第一は，各学校における創意工夫に満ちた取組を充実するため，学習指導要領の「基準性」を一層明確にするとともに，必要な学習指導時間を確保することです。すべての子どもが共通に学ぶ内容として示された学習指導要領に加えて，それ以外の内容も加えることが可能であるとの学習指導要領の「基準性」をより明らかにすることや，年間授業時数が標準授業時数であることを一層明確にするとともに，長期休業日や学期の区分の在り方などを工夫し，年間授業日数を適切なものとする等について，今後改善すべき点がないか御検討いただきたいと考えております。

第二は，「総合的な学習の時間」及び「個に応じた指導」の一層の充実についてであります。各学校において「総合的な学習の時間」の意義が十分理解され，そのねらいを踏まえた学習活動が充実するよう，指導上の留意点等について御検討いただきとともに，子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図る観点から，子どもの理解の状況や習熟の程度に応じた少人数指導や，補充的な学習，発展的な学習についての学習指導要領上の位置付けに改善すべき点がないか御検討いた

だきたいと考えております。

第三は、全国かつ総合的な学力調査に関連する事項についてであります。今後の学力調査の在り方やその結果の活用等、具体的には、来年度に実施を予定している特定の課題に関する調査の実施方法、小・中学校の教育課程実施状況調査の結果分析を踏まえての指導の改善、高等学校の教育課程実施状況調査の結果分析の視点等に関して当面御検討いただきたいと考えております。

２．義務教育など学校教育に係る諸制度の在り方について

教職員がその能力を十分に発揮し、子どもたち一人一人の個性に応じ、その能力を最大限に伸ばす創意工夫に富んだ教育活動が行われるとともに、教育行政がこれらの取組を適切に支援し、学校に対する保護者や国民の信頼に十分こたえていくため、義務教育など学校教育に係る諸制度の在り方について御検討いただくことが必要であります。

このため、当面、次の事項について御審議をお願いしたいと考えております。

まず第一は、義務教育に係る諸制度の在り方についてであります。今日の子どもたちを取り巻く状況や子どもたちの変化などを踏まえながら、改めて、義務教育の今日的な意義・目的と学校の役割、義務教育における国と地方公共団体の役割等について御議論いただきたいと考えております。それを踏まえ、児童・生徒の多様な状況等に対応して弾力化を図る観点から、例えば、就学の機会や就学時期の弾力化等義務教育の就学に関する制度の在り方、多様な学校間連携の在り方など、義務教育に係る制度の在り方について御検討いただきたいと考えております。また、関連して、義務教育に接続するものとして幼児教育の在り方についても御検討いただきたいと考えております。

第二は、義務教育における教育条件整備の在り方についてであります。今後の義務教育における教育条件整備の在り方について、幅広く御検討いただきたいと考えております。特に、現在進められている教育改革の中で義務教育制度の在り方の一環として、国と地方との適切な役割分担、費用分担の観点から、義務教育費国庫負担制度の意義役割を踏まえつつ、義務教育費に係る経費負担の在り方について、御検討いただきたいと考

えております。

第三は、学校の管理運営の在り方についてであります。学校の管理運営に関しては、株式会社等による学校設置、公立学校の民間委託、地域が学校運営などに参画するいわゆる「コミュニティ・スクール」の導入など様々な指摘がなされており、こうした指摘も含め、公教育としての学校の教育活動の確実な実施と充実を図る観点から、新しい時代にふさわしい学校の管理運営の在り方について御検討いただきたいと考えております。

以上、今後の審議に当たり、当面御検討をお願いしたい事項について申し上げましたが、我が国の初等中等教育が目指すべき方向とそれを実現するための方策について、幅広い視野の下に忌憚^{たん}のない御意見をいただきたいと思います。

なお、以上のとおり、初等中等教育改革の諸課題は、広範多岐にわたることから、これを一つ一つ着実に実現していくため、本審議会におかれましては、審議の区切りがついた事項から逐次答申していただくようお願いいたします。

15文科初第1109号
中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

地方分権時代における教育委員会の在り方について

平成16年3月4日

文部科学大臣 河 村 建 夫

(理由)

近年、地方分権が進展し、地方公共団体の権限と責任が拡大するとともに、市町村合併に向けた動きが急速に進む中、教育委員会には、教育行政の責任ある担い手として、地域のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し実行していくことが、一層強く期待されるようになっている。

また、我が国の教育が直面する様々な課題に対応し、「人間力向上」のための教育改革を着実に進めていくためには、各地方公共団体の教育行政体制を地方分権時代にふさわしいものとしていくことが不可欠である。このような中、教育委員会制度について、その在り方に関する様々な指摘も踏まえつつ、必要な見直しを図っていくことが重要と考える。

このため、教育委員会の在り方について、次の事項を中心に検討する必要がある。

(1) 教育委員会制度の意義と役割について

(2) 首長と教育委員会との関係について

(3) 市町村と都道府県との関係及び市町村教育委員会の在り方について

(4) 学校と教育委員会との関係及び学校の自主性・自律性の確立について

文部科学大臣諮問理由説明

平成16年3月4日

近年，地方分権が進展する中，教育の分野においても，内容と制度の両面で地方公共団体の責任と権限が拡大しております。このような中，教育委員会は，地方公共団体における教育行政の責任ある担い手として，拡大した権限を生かし，地域のニーズに応じた教育行政を主体的に企画し実行していくことが，一層強く期待されるようになっていきます。

また，市町村合併が急速に進み，基礎的自治体である市町村の規模が拡大する中で，合併を契機とした行政体制の再編が進んでいます。この中で，新しい市町村における教育の在り方と，それを実現するための教育行政体制の在り方が検討されているところであります。

一方，我が国の教育は，子どもたちの学ぶ意欲の低下，規範意識や道徳心・自律心の低下，不登校や中途退学，体力の低下，学校の安全管理など，喫緊に対応すべき様々な課題に直面しています。このような教育課題に対応するため，現在，21世紀教育新生プランや人間力戦略ビジョン等に基づき，「人間力向上」のための教育改革を進めておりますが，これらの改革が十分に成果を上げ得るか否かは，各地方公共団体において直接教育改革に当たる教育委員会の力に待ったところが大きいと考えております。

このように，今日の教育委員会は，保護者や地域住民から大きな期待が寄せられるようになっていますが，その一方で，近年，教育委員会について，本来の機能を発揮していないのではないか，また市町村教育委員会や学校にもっと権限を委譲すべきではないか等，その在り方に関し様々な指摘がなされるようになっております。

地方教育行政の在り方については，平成10年に当審議会から提言を頂き，各地方公共団体が責任を持って教育行政に取り組めるよう，国，都道府県，市町村の役割分担の見直しや教育長の任命承認制度の廃止などを行ったところであります。このような体制の下，教育改革を着実に進め，保護者や地域住民の期待にこたえる質の高い教育を実現していくためには，各地方公共団体の教育行政体制を強化し，地方分権時代にふさわしいものとしていくことが不可欠であります。そのためには，教育委員会制度について，その在り方に関し近年指摘されている課題に対し，現状を十分検証しつつその要因を探り，運用の改善で対応できるものについては速やかに対応する一方，現在の制度に起因するものについては必要な見直しを図る必要があると考えます。

このような観点から，教育委員会の在り方について，次の事項を中心に御審議をお願いいたします。

第1は、教育委員会制度の意義と役割についてであります。

教育委員会は、各地方公共団体において、首長から独立した合議制の執行機関として設けられております。この教育委員会制度は、地方公共団体が主体的に事務を処理する責任を負うという団体自治と、住民の意思を行政に反映させるという住民自治を実現するとともに、教育行政における中立性・安定性・継続性を確保することを目的として戦後全国で導入され、以後幾度かの制度改正を経て現在に至っているところであります。

教育の中立性確保などの教育委員会制度の目的は、普遍的に重要なものであり、今日においても実現すべきものであります。他方、教育委員会制度が発足して半世紀以上が経過し、制度を取り巻く社会状況も著しく変化しております。その中で、首長から独立した執行機関や合議制の機関としての位置付け、教育の専門家ではない非常勤の委員が教育行政の基本方針を決定するという、いわゆるレイマンコントロールについて、迅速な意思決定や責任の所在の明確化等の観点から、意義を問う指摘もなされております。

このような状況を踏まえ、教育委員会制度について、教育行政の中立性・安定性・継続性の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、今日における意義と役割について御検討いただくようお願いいたします。

また、教育委員会制度については、先般の教育改革国民会議の報告等を受け、教育委員の構成の多様化や会議の公開等、教育委員会の活性化のための制度改正を行ったところであり、現在、各地方公共団体において、制度改正を踏まえた取組が進められているところであります。その一方で、依然として、会議の形骸化や委員の名誉職化といった指摘もあるところです。このため、現在進められている教育委員会の活性化に向けた取組の状況を踏まえつつ、教育委員会が更にその機能を高めるよう、教育委員会制度の見直しについて御検討をお願いいたします。

第2は、首長と教育委員会との関係についてであります。

近年、若者や中高年層の職業能力の向上や家庭や地域の教育力の向上、子どもの体力の向上や高齢者の健康の増進、まちづくり等の地域課題の解決のため、生涯学習、文化、スポーツの振興が、地方行政とりわけ市町村にとって大きな課題となっています。このような中、首長の教育行政に対する関心が高まっており、一部の地方公共団体においては、生涯学習、文化、スポーツ等の事務について、首長が積極的にかかわろうとする動きが見られます。また、幼児教育においては、公立・私立の幼稚園、保育所等を含めた、総合的な次世代育成支援のための取組が求められています。

地方公共団体の中には、首長と教育委員会が緊密に連携し、大きな成果を上げているものがある一方で、必ずしも連携がうまくいっていない事例も見られる

ところであります。このため、教育委員会の現在の取組が十分なのかどうかを検証し、その上で、今後の首長との関係について検討することが必要となっております。

このような状況を踏まえ、首長と教育委員会との役割分担も含め、生涯学習、文化、スポーツ、幼児教育等の教育事務の在り方や、教育行政における首長と教育委員会との連携の在り方について御検討をお願いいたします。

第3は、市町村と都道府県との関係及び市町村教育委員会の在り方についてであります。

市町村教育委員会は、人口が300万人を超える大都市から、人口が千人を下回る村まで、極めて幅の広い人口規模の地方公共団体に設置され、教育事務を執行しています。

今後、市町村合併が進展する中で、合併を契機に市町村教育委員会の体制が整備されていくことが期待されますが、それでもなお規模が小さく、単独では十分な体制を整えることができない市町村においては、教育行政の広域化を進めていくことが求められます。

このため、市町村教育委員会がその機能を十分に発揮し、充実した教育行政を行うことができるよう、広域化の推進のための方策や事務局体制の在り方について御検討いただくようお願いいたします。

また、教育行政における市町村と都道府県との関係については、平成10年の当審議会の答申等を踏まえ、教育長の任命承認制度や都道府県の市町村に対する基準設定権の廃止など、市町村教育委員会の主体的な活動を促進する観点から見直しを図ったところであります。このような制度改正の下、多くの市町村において地域の状況に応じた特色ある教育行政が展開されていますが、その一方で主体性を十分に発揮することができずにいる事例もあります。また、小中学校の教職員の人事権の扱い等について課題を指摘する市町村もあるところです。このような状況を踏まえ、教育行政における市町村と都道府県との関係の在り方について御検討いただくようお願いいたします。

第4は、学校と教育委員会との関係及び学校の自主性・自律性の確立についてであります。

保護者や地域住民の教育に対するニーズが多様化し、また急速に変化する今日においては、学校に権限と責任を与え、その自主性・自律性を高めることにより、ニーズに迅速にかつきめ細かく対応していくことが必要であります。

学校と教育委員会との関係については、当審議会の提言を踏まえ、学校管理規則の見直しによる承認事項の削減や学校裁量予算の拡大など、学校の自主性・自律性を高める取組が、それぞれの教育委員会において進められているところであります。

今後更に、各学校が自らの判断と責任で教育活動を展開し、保護者や地域住民の期待にこたえていくためには、各学校が教育活動について説明責任を果たすとともに、自ら継続的に改善していくシステムを構築する必要があります。

このため、学校の自主性・自律性を高めるための学校と教育委員会との関係の在り方や、学校の教育活動の成果を検証し改善につなげるための学校評価の在り方について、御検討をお願いいたします。

また、学校の自主的・自律的な運営を実現するためには、校内体制を整え、校長のリーダーシップの下で教職員が力を発揮しつつ一致協力し、組織的な学校運営が行われることが不可欠であります。

このため、管理職にふさわしい人材を幅広く確保するための方策や、管理職を支える学校の組織運営体制の整備、教職員の資質を向上させ意欲を引き出す方策など、学校の組織及び運営の在り方についても併せて御検討をお願いいたします。

以上、今後の審議に当たり、御検討をお願いしたい事項について申し上げます。国民の期待にこたえる質の高い教育行政が各地方公共団体で展開されるよう、教育委員会の在り方について幅広い観点から忌憚^{たん}のない御意見を頂くようお願いいたします。

16文科初第759号

中央教育審議会

次に掲げる事項について，別紙理由を添えて諮問します。

今後の教員養成・免許制度の在り方について

平成16年10月20日

文部科学大臣 中山 成 彬

(理由)

教職は、人間の心身の発達にかかわる専門的職業であり、その活動は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えるものである。

近年、学校教育が抱える課題は、一層複雑・多様化してきている。直面する教育課題に対応し、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人を育成する観点から、「人間力向上」のための教育改革を着実に進めていくためには、教員の果たす役割が極めて重要であり、保護者や国民の期待も益々高まってきている。

信頼され、安心して子どもを託すことのできる学校づくりを進めていくためには、優れた資質能力を有する教員を養成・確保していくことが不可欠であることから、これからの社会の進展や将来の学校教育の姿を展望しつつ、今後の教員養成・免許制度の在り方について、幅広く検討することが重要と考える。

当面、次の事項について検討する必要がある。

(1) 教員養成における専門職大学院の在り方について

(2) 教員免許制度の改革、とりわけ教員免許更新制の導入について

平成16年10月20日

教職は、人間の心身の発達にかかわる専門的職業であり、その活動は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えるものであります。

近年、子どもたちの学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、社会性の不足、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育が抱える課題は、一層複雑・多様化してきております。このような教育課題に対応しつつ、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人を育成する観点から、現在、「人間力向上」のための教育改革を進めておりますが、改革が十分な成果を上げるためには、教員の果たす役割が極めて重要であり、保護者や国民の期待も益々高まってきております。

教員としての資質能力は、養成・採用・現職研修の各段階を通じて形成されていくものであり、教職生活の全体を通じて、その向上を図っていくことが求められます。このため、これまで、教員免許状の種類や免許基準の改善、人物重視の採用選考方法への移行、初任者研修や10年経験者研修の制度化など、所要の施策を総合的に講じてきたところであります。

一方、現在の教員養成については、大学等の教職課程が今日の学校現場が抱える複雑化・多様化する課題に必ずしも十分対応していないなどの課題が指摘されており、教科指導や生徒指導等に関する高度な専門性と実践的な指導力を確実に身に付けさせることが求められております。また、いわゆる指導力不足教員の認定者数の増加等を背景として、教員一人ひとりが自己の資質能力の向上のために一層研鑽を積むことが強く求められるとともに、養成段階から教員としての適格性や専門性を適切に判断することの重要性が高まっております。

このような状況を踏まえ、信頼され、安心して子どもを託すことのできる学校づくりを進めていくためには、優れた資質能力を有する教員を養成・確保していくことが不可欠であります。このため、これからの社会の進展や将来の学校教育の姿を展望しつつ、今後の教員養成・免許制度の在り方について、幅広く検討することが重要であると考えております。

当面、次の事項について、速やかに御審議をお願いしたいと考えております。

第一は、教員養成における専門職大学院の在り方についてであります。

現在、教員養成については、一般大学と教員養成系大学・学部とがそれぞれの特色を発揮して行っております。また、学部における教員養成のほか、大学院修士課程において、教科又は教職に関する専門性をより深める教員養成を行っております。

養成・採用・現職研修の各段階のうち、養成段階に期待される役割については、平成9年の教育職員養成審議会第1次答申において、教職課程の履修を通じて、教員としての職務を實踐できる「最小限必要な資質能力」を身に付けさせることであるとされております。

一方、現在の教員養成については、例えば、教職課程の科目は理論や講義が中心で、

演習や実験，実習等の時間が必ずしも十分ではないこと，教職経験者が指導に当たっている例が少ないことなど，実践面での指導力の強化が課題として指摘されております。

このような現状や課題等を踏まえ，高度な専門性と実践的な指導力を有する教員の養成や，現職教員の再教育の充実を図っていくためには，学校現場の様々な課題に即した教育を高度なレベルで実践的に行う教員養成の仕組みを整備する必要があり，教員養成における専門職大学院制度の活用やその在り方について，検討する必要があると考えております。

具体的には，今日の教員に求められる専門性や指導力，教員養成全体における専門職大学院の役割及び位置づけ，教育内容及び方法，専門職大学院制度の趣旨等を踏まえた具体的な教育体制等の設計，設置形態及び整備目標，専門職大学院の修了者の処遇等を中心に御検討をお願いいたします。

第二は，教員免許制度の改革，とりわけ教員免許更新制の導入についてであります。

現在，教員免許制度は，教育職員免許法に基づき，学士の学位等一定の基礎資格を有し，大学等の教職課程において所要の単位を修得した者に対して，終身有効の教員免許状を授与する制度となっております。

これまで，教員免許制度については，教育職員養成審議会等の答申を踏まえて，専修免許状の創設や教員免許状の取得に必要な単位数の引き上げ，教職に関する科目の充実等，教員の資質能力の向上に関わる様々な改善を図ってきたところであります。

一方，現在の教員免許制度については，教員免許状の授与に際して，実際の教科等の指導力や適格性等を含めた教員としての全体的な資質能力は必ずしも十分に判断されていないこと，また教員採用者数に比べて，教員免許状取得者数をはるかに多く，この中には教職を志望しない者も少なからず含まれていることなどが指摘されております。

このような現状や課題等を踏まえ，教員免許状が教員として必要な資質能力を確実に保証するものとなるようにするとともに，教員一人ひとりが常に緊張感を持って，自己の資質能力の向上のために一層研鑽を積むようにするためには，教員免許制度を改革し，教員免許更新制を導入すること等について，検討する必要があると考えております。

具体的には，教員免許更新制の導入の意義及び位置づけ，教員免許状の授与の仕組みや更新手続きなど教員免許更新制の具体的な制度設計，教職課程の履修状況を十分に判断した上で教員免許状を授与するための方策，学部段階の教職課程の改善・充実方策，教職課程の認定に係る審査等の見直し，教員免許状の種類^たの在り方，教員免許状と教員の処遇との関係等を中心に御検討をお願いいたします。

このほか，教員養成・免許制度の在り方については，今後，学校教育を取り巻く課題や社会状況の変化等に伴い，検討が必要になる課題が出てくることも考えられることから，本審議会におかれましては，これらの課題についても，必要に応じて，逐次，御検討いただきたいと考えております。

以上，今後の審議に当たり，御検討をお願いしたい事項について申し上げます。国民の信頼にこたえる，優れた資質能力を有する教員の養成・確保が確実に図られるよう，今後の教員養成・免許制度の在り方について，幅広い観点から忌憚^{たん}のない御意見をいただきますよう，お願い申し上げます。

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について
- 2 今後の教員免許制度の在り方について
- 3 今後の高等教育改革の推進方策について
- 4 子どもの体力向上のための総合的な方策について

平成13年4月11日

文部科学大臣 町 村 信 孝

(理 由) - 抜粋 -

1 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について
(省略)

2 今後の教員免許制度の在り方について
(省略)

3 今後の高等教育改革の推進方策について

21世紀を迎え、社会・経済・文化におけるグローバル化がますます拡大する中、我が国の大学等には、国際的な競争環境下で、その知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくため、質の高い教育を提供し世界のあらゆる分野で活躍し得る人材を育成するとともに、先端的・独創的な研究成果を積極的に発信することを通じて世界の発展に寄与し、知的国際貢献を果たしていくことが強く期待されている。

我が国の高等教育機関がこのような期待に確実にこたえていくためには、教育研究における国際競争力の更なる強化を図ることが不可欠であり、高等教育機関全体として、世界最高水準のものとなるよう、不断の改革を推進していくことが重要である。

このような観点から、大学等が一層主体的・機動的に、質の高い教育研究活動を展開していくことができるようにすることを目的として、人材養成に関する社会の多様な要請や生涯学習需要の増大、18歳人口の減少の動向等を踏まえつつ、短期大学、高等専門学校から大学院までの高等教育制度全体の在り方、

大学等の設置認可の望ましい在り方と今後の高等教育の全体規模、職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院等の整備の在り方等、今後の高等教育の具体的な改革方策について、制度改正も含め、逐次検討していく必要がある。

4 子どもの体力向上のための総合的な方策について
(省略)

文部科学大臣諮問理由説明 - 抜粋 -

平成13年 4 月11日

本日は、御多忙のところ、御出席をいただきましてありがとうございます。

今回、初代文部科学大臣として、新しく再編された中央教育審議会に最初の諮問をさせていただくことを大変光栄に思っております。

我々が第一歩を踏み出した21世紀は、社会経済や科学技術が急速に発展する激動の時代になることが予想されています。このような中で、我が国が主体性を持って国際社会に貢献し、世界から尊敬される「心の豊かな美しい国家」の実現を目指していくためには、あらゆる社会システムの基盤である教育の改革を国の最重要課題として位置付け、取組を進めていくことが何よりも重要であります。

とりわけ、我が国の教育は、第二次大戦後、機会均等の理念を達成し、国民の教育水準を高め、社会経済の発展の原動力となってきましたが、現在の教育の状況に目を向けると、国民や社会の教育に対する信頼を揺るがすような様々な課題を抱え、危機的な状況に直面しています。今こそ、「学校が良くなる、教育が変わる」ための改革を積極果敢に進め、教育の新生を図っていかなければなりません。

教育新生に向けた抜本的な改革の推進に当たっては、緊急を要する事項に迅速に対応するとともに、様々な角度から検討を要する事項について速やかに検討を進め、具体的な方策を打ち出していく必要があります。

このため、今回、新しい時代にふさわしい教育の実現のために不可欠な四つの事項について、中央教育審議会に検討をお願いすることとしました。

なお、教育に対する国民の皆様の大きな期待に的確にこたえていくためには、スピーディーな改革の実行が不可欠と考えております。今回諮問させていただく事項につきましては、基本的に1年以内を目途に審議会としての御意見をお取りまとめいただきますようお願いいたします。

以下、それぞれの項目について、若干敷衍^{えん}して説明させていただきます。

- 1 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について
(省略)
- 2 今後の教員免許制度の在り方について
(省略)
- 3 今後の高等教育改革の推進方策について

21世紀を迎え、社会・経済・文化におけるグローバル化はますます拡大しており、国際的な競争環境の下で、我が国の大学等には、その知的活動によって社会をリードし社会の発展を支えていくという役割を十分に果たすことが期待されています。

昨年11月の大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」においては、このような状況を踏まえ、我が国の高等教育機関は、「高等教育制度及び教育研究水準の両面にわたって、国際的な通用性・共通性の向上と国際競争力の強化を目指した改革を進めることが求められる。」との指摘がなされ、様々な改革方策が提言されるとともに、更に検討を要する事項については、引き続き審議を行っていくこととされました。

今後、人材養成に関する社会の多様な要請や人々の生涯にわたる学習需要の増大、また、今後更に減少することが予想される18歳人口の動向などを踏まつつ、我が国の高等教育の国際競争力の更なる強化を図るため、制度改正をも含め、高等教育改革の推進方策について御検討いただきたく、次の事項について御審議をお願いしたいと考えております。

まず第一は、短期大学・高等専門学校から大学院までの高等教育制度全体の在り方についてであります。

高等教育制度については、大学審議会答申において、引き続き検討が必要とされている課題もあり、例えば、学部と大学院の役割とそれを踏まえた学部の修業年限等の在り方、正規の学生としてパートタイムで学びながら卒業を目指す新しいタイプの学生の受入れの在り方、専門学校を含め高等教育機関全体における専門職業教育の在り方を視野に入れた短期大学及び高等専門学校等の位置付け、助教授・助手の位置付けをはじめ教育研究の活性化に資する教員組織の在り方など、今後の高等教育制度の改善方策について幅広く御検討いただきたいと考えております。

第二は、大学等の設置認可の望ましい在り方と今後の高等教育の全体規模についてであります。

大学等の設置認可については、これまでも、審査期間の短縮化、申請時期の複数回化及び申請書類の簡素化などを図ってきているところであります。今後更に、大学等の教育研究水準の維持向上を図りつつ、社会の変化や学問の進展に的確に対応し、大学等の主体的・機動的対応をより一層可能とする観点から、設置認可の望ましい在り方について、大学評価の充実及びその推進方策の在り方をも視野に入れつつ、幅広く御検討いただきたいと考えております。

また、高等教育の全体規模の在り方については、現在、平成9年の大学審議会答申で示された平成16年度までの考え方にに基づき、特に必要と認められる場合を除き、抑制的に対応しているところでありますが、18歳人口の減少や国際化・情報化の一層の進展、地域の均衡に配慮した配置や専門分野構成などを考慮しながら、平成17年度以降における在り方について御検討いただきたいと考えております。

第三は、職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院等の整備の在り方についてであります。

高度専門職業人の養成を目的とする大学院に関しては、平成11年に専門大学院制度を創設し、その整備を進めているところであります。一方、現在、司法制度改革審議会においては、新しい法曹養成制度の中核を成すものとして「法科大学院」（仮称）の創設が検討されており、本年6月ごろに結論を得ることが予定されております。その審議の動向にも留意しながら、職業資格との関連も視野に入れた新しい形態の大学院や学位の在り方、さらには大学院と学部との役割分担などについて御検討いただきたいと考えております。

以上、今後の御審議に当たり、当面御検討をお願いしたい事項について申し上げますが、これらにとどまらず、我が国の高等教育が目指すべき方向とそれを実現するための具体的方策について、幅広い視野の下に忌憚^{たん}のない御意見をちょうだいしたいと思います。

なお、このように、高等教育改革の諸課題は広範多岐にわたることから、審議会におかれましては、審議の区切りがついた事項から逐次答申していただくようお願いいたします。

4 子どもの体力向上のための総合的な方策について （省略）

以上、御検討をお願いしたい点について申し上げます。会長、副会長をはじめ、委員の皆様におかれては、幅広い観点から十分な御審議をいただき、新しい時代にふさわしい教育の実現に向けた御提言をいただきますようお願い申し上げます。

文部科学大臣挨拶概要

(平成19年2月6日 第58回中央教育審議会総会)

今日は中教審の新しいメンバーの先生方の初会合でございます。突然の呼びかけにも関わらずご出席いただきありがとうございます。まず最初に、引き続き委員をしていただきます先生方に、大変ご苦労おかけしますが宜しくと申し上げます。また、先ほどご協議が整いまして、山崎会長をご選任いただきましたが、山崎会長を始め、新たに委員をお願いした先生には、どうぞ宜しくご協力のほどお願いします。

申すまでもなく、教育の問題は誰でも論じられる問題でして、各々の人生観、その人の人生哲学や政治理念によって、理想の人間像はみな違うだけに、まとめていくのが非常に難しい仕事です。しかし、私たちは民主主義という崇高な価値観のもとに、国家の意思を代表いたしておりますが、政権与党の意向だけで物事がきまってはまずい分野でもありますので、広く先生方のご意見を拝聴して、国民的な視野から決定をしていただく。それが法律で設置が決まっており、法律で審議内容が決まっている中教審の重みであり、その目指すところです。どうぞよろしくご協力をお願い致します。

そこで、是非ご協力をお願いしたいことがございます。鳥居前会長のお骨折りがあり、旧メンバーの先生方のお力添えがあって、60年ぶりに教育基本法が改正されました。教育基本法が改正されたという新しい条件の下で、これから関係の諸法を改正し、教育に携わる方々、父兄、地域社会の方、教師、われわれ自身も、あるいは地方の教育委員会の方も含めて、意識改革をして、予算で裏づけをしながら、新しい教育の幕を開かねばならない。教育は国家100年の計でございますので、ここにいる中では一番若い小淵政務官も死んじゃった後に、あの時こういうことをやってくれたから、日本は国際社会の中で侮りを受けることなく生きていけると言われるほど息の長いものです。すぐの効果を狙うよりも、己を空しゅうして、将来のためにやらなければならない分野です。

教育基本法の改正を受けて変えなければならない法律は10本以上あると思います。しかし当面、一番早くやらねばならないのは、新しい教育の理念を受け、学校で何を教えるか、指導要領を変えていかなければなりません。その基本になる学校教育法を改正しなければなりません。それから、教育基本法の国会審議の際に、実にいろいろな問題が出てきました。学習指導要領どおりのことが、私立を含めて、公立の学校でも行われていない。それを教育行政のどこが責任をもって押さえていくのか、という問題が露呈しました。日本人は何か起こるとすぐに制度を変える傾向がありますが、制度を変えるとそれに伴い新たな欠点がでてきます。本来は、そ

れに携わる人の規範意識、遵法精神のようなものが一番大切だと思いますが、ラスト・リゾートとして、教育の責任をどこが最後に負うのか。もし間違ったことがあれば、文部科学大臣が辞表を提出すればいいのか、それとも教育委員長が辞表を提出するのか、そのへんが非常に不明確です。ここを含めて、地教行法の改正により、教育の責任の所在を明確にすることが、当面急がれると思います。また、何よりも、良き教育は良き教師を以て始まる。ですから、学校の先生方が時代に合った資質を持っていただくのが基本です。従って、教員の資質を担保するために免許法を変えていかなければなりません。しかし同時に、いじめがあったり、自殺があったり、学校現場が荒れたりすると、すぐに大きな報道となって現れますが、そういうことを起こさないように、学校現場で黙々と努力している大多数の教師がいることも忘れてはなりません。そうした方々の処遇などとあわせて、この問題は考えねばなりません。昨年末の予算編成では、2.76%という人材確保法に決められている教師の上乗せ分を削減するということを経済財政諮問会議で決めておりましたが、私がお願いをして、免許法とあわせて考えていくため、それを一年間、安倍内閣の意思としてストップしました。両様相まってですね、良い教師を作っていきたい。この三つの法律は、すでに鳥居先生の時代に一応の御答申を頂戴いたしております。閣議決定でできました教育再生会議でも、いろいろな有意義な御提言をいただいております。それから、教育基本法の審議の中で起こってきた諸々の問題、あるいは状況の変化を念頭に置きながら、鳥居先生の時代にいただいた答申を補足をしていただき、お答えをいただいて、これを法律化していきたい。中教審にお諮りすることは法律で決まっており、これを端折ることはできません。ただ、安倍首相は、教育再生を内閣の最優先課題として強い意思をもっておられる。教育現場に子どもさんを安心して預けられる、一つは学力をつけるという意味、二つはいじめや学校現場の荒れがないという意味、三つは、地震などによるハードの危険がないという意味、この三つの安全を確保したいという強い意思をもっています。国会の都合を申し上げると大変恐縮ですが、すでに頂いた答申に、私が申し上げましたような追加の事情をご勘案いただいて、御答申をできれば2月中か3月早々くらいまでにおまとめいただきたい。そして法制局での法案審査や、関係の諸団体、あるいは関係省庁と調整があります。実務とはそういうものでございまして、言い放しだけでできるという簡単なものではございません。かなり時間がかかります。そういうことをご勘案いただいて、山崎会長には大変ご迷惑でございしますが、一つ、梶田先生にも引き続きご迷惑をおかけしますが、よろしくおまとめをいただけないかというのが、第一のお願いです。

もう一つは、教育基本法の中にすでに明記されており、先生方からも御答申をいただいております振興計画について、もちろん予算の制約がございしますので、財務

当局とはかなり厳しいやりとりをしなければなりません。敢えて、文部科学省として申し上げますと、予算編成の際の強い後ろ盾になる計画をぜひ作っていただきたい、これをお願いしたいと思います。

最後に、いろいろな障害があった中で、ご苦勞をいただき、教育基本法をおまとめいただいた鳥居前会長に、私は心から敬意を表したいと思います。安倍首相も、鳥居先生に、それから前回まで委員を務めていただいた中教審の先生方に、厚くお礼を申し上げてくれとの伝言をお預かりしております。教育基本法関連の審議をこれから10本程度はお願いしなければなりませんので、鳥居先生がお忙しいのは分かっておりますが、無理をお願いをいたしまして、文部科学省の顧問をお引き受けいただきました。従来の継続性がございますので、山崎会長の御判断で、適宜お見えいただいて、従来の経緯などのアドバイスもぜひいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

私も、政治家として生きている間にはほめられることはないと思いますが、安倍内閣の下で再生会議というのがあって野依先生が座長をされた、中教審は鳥居先生と山崎先生が会長をされた、あの百年前のことがやっぱり日本にとってよかったといわれるように、先生方と一緒に力を合わせてがんばらせていただきます。よろしくご指導をお願いいたしまして、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

教育制度分科会及び初等中等教育分科会の当面の運営について

平成19年2月14日
教育制度分科会
初等中等教育分科会 申し合わせ

教育制度分科会及び初等中等教育分科会は、当面の会議の運営に関し、次のように申し合わせる。

第1 両分科会を合同で開催して審議する事項は、文部科学大臣から要請のあった3法の改正内容に係るものであること。

第2 合同で開催した場合の構成メンバーは、両分科会の委員及び臨時委員の全員であること。

第3 合同で開催した場合の議事進行については、両分科会の会長を兼ねている梶田委員が行うこと。梶田委員に事故があった時には両分科会の副分科会長を兼ねている田村委員が代理を務めること。

(以上)

第4期中央教育審議会委員

平成19年2月1日発令

会 長	山崎 正和	L C A 大学院大学長、劇作家、評論家、演劇学者
副会長	梶田 叡一	兵庫教育大学長
副会長	三村 明夫	社団法人日本経済団体連合会副会長、新日本製鐵株式會社代表取締役社長
	安彦 忠彦	早稲田大学教育学部教授
	安西祐一郎	慶應義塾長
	飯野 正子	津田塾大学長
	石井 正弘	岡山県知事
	岩崎 洋子	栗東市教育委員会教育長
	宇津木妙子	ルネサス高崎女子ソフトボール部監督
	梅田 昭博	社団法人日本 P T A 全国協議会会長
	衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授、東京大学教育学部附属中等教育学校校長
	岡島 成行	大妻女子大学家政学部教授
	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	奥山恵美子	仙台市教育委員会教育長
	加藤 裕治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	金子 元久	東京大学大学院教育学研究科長
	北脇 保之	浜松市長
	黒田 玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授、東京大学総長特任補佐
	郷 通子	お茶の水女子大学長
	佐伯 啓思	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	島田 京子	学校法人日本女子大学事務局長
	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校校長
	角田 元良	聖徳大学人文学部教授・附属小学校校長
	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、財団法人日本総合研究所会長
	中村吉右衛門	歌舞伎俳優
	中村 正彦	東京都教育委員会教育長
	野依 良治	独立行政法人理化学研究所理事長
	平野 啓子	語り部・カタリスト、武蔵野大学非常勤講師
	増田 明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学芸術学部教授
	宮城 篤実	嘉手納町長

計 3 0 名

役職は平成19年2月1日現在

第4期中央教育審議会 教育制度分科会委員

(委員) 11名

分科会長	梶田 叡一	兵庫教育大学長
副分科会長	田村 哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校校長
	安彦 忠彦	早稲田大学教育学部教授
	安西 祐一郎	慶應義塾長
	石井 正弘	岡山県知事
	岩崎 洋子	滋賀県栗東市教育委員会教育長
	梅田 昭博	社団法人日本PTA全国協議会会長
	衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授、東京大学教育学部附属中等教育学校校長
	奥山 恵美子	仙台市教育委員会教育長
	北脇 保之	静岡県浜松市長
	角田 元良	聖徳大学人文学部教授・附属小学校校長
	中村 正彦	東京都教育委員会教育長
	宮城 篤実	沖縄県嘉手納町長

(臨時委員) 16名

副分科会長	木村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
	阿刀田 高	小説家
	井上 孝美	財団法人放送大学教育振興会理事長
	小川 正人	東京大学大学院教育学研究科教授
	押尾 賢一	横浜市教育委員会教育長
	陰山 英男	立命館大学大学教育開発・支援センター教授、立命館小学校副校長
	片山 善博	鳥取県知事
	高倉 翔	明海大学学長
	高橋 秀美	東京都大田区立田園調布中学校、全日本中学校長会長
	野澤 久人	東京都福生市長
	林 和雄	千葉県長生郡白子町長
	藤井 孝	神奈川県高座郡寒川町教育長
	無藤 隆	白梅学園大学・短期大学長
	山極 隆	玉川大学学術研究所教授
	山本 恒夫	八洲学園大学生涯学習学部教授、筑波大学名誉教授
	若月 秀夫	東京都品川区教育委員会教育長

計29名

役職は平成19年2月14日現在

第4期中央教育審議会 初等中等教育分科会委員

(委員) 11名

分科会長	梶田 勲 一	兵庫教育大学長
副分科会長	田村 哲 夫	学校法人渋谷教育学園理事長、渋谷教育学園幕張中学校・高等学校校長
	安彦 忠彦	早稲田大学教育学部教授
	岩崎 洋子	滋賀県栗東市教育委員会教育長
	梅田 昭博	社団法人日本PTA全国協議会会長
	衛藤 隆	東京大学大学院教育学研究科教授、東京大学教育学部附属中等教育学校校長
	加藤 裕治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	郷通 子	お茶の水女子大学長
	角田 元良	聖徳大学人文学部教授・附属小学校校長
	中村 正彦	東京都教育委員会教育長
	平野 啓子	語り部・カタリスト、武蔵野大学非常勤講師

(臨時委員) 20名

副分科会長	木村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
	阿刀田 高	小説家
	天笠 茂	千葉大学教育学部教授
	荒瀬 克己	京都市立堀川高等学校長
	市川 伸一	東京大学大学院教育学研究科教授
	井上 孝美	財団法人放送大学教育振興会理事長
	植田 浩紀	山口県下関市立安岡中学校教諭
	大南 英明	帝京大学文学部教授、帝京大学小学校校長
	小川 正人	東京大学大学院教育学研究科教授
	門川 大作	京都市教育委員会教育長
	黒須 隆一	東京都八王子市長
	甲田 充彦	東京都教職員研修センター研修部授業力向上課教授
	佐々木 かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長、株式会社ユニカルインターナショナル代表取締役社長
	高倉 翔	明海大学学長
	高橋 秀美	東京都大田区立田園調布中学校長、全日本中学校長会会長
	寺崎 千秋	東京都練馬区立光和小学校長、全国連合小学校長会会長
	渡久山 長輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
	藤井 孝雅	神奈川県高座郡寒川町教育委員会教育長
	北條 泰隆	学校法人みなと幼稚園理事長
	無藤 隆	白梅学園大学・短期大学長

計 31 名

役職は平成19年2月14日現在

第4期中央教育審議会 大学分科会委員

(委員) 11名

分科会長	安西祐一郎	慶應義塾長
副分科会長	郷通子	お茶の水女子大学長、総合科学技術会議議員
	安彦忠彦	早稲田大学教育学部教授
	飯野正子	津田塾大学長
	荻上紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	金子元久	東京大学大学院教育学研究科長
	黒田玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授、東京大学総長特任補佐
	佐伯啓思	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
	寺島実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、財団法人日本総合研究所会長
	野依良治	独立行政法人理化学研究所理事長
	三村明夫	社団法人日本経済団体連合会副会長、新日本製鐵株式会社代表取締役社長

(臨時委員) 18名

天野郁夫	東京大学名誉教授、前独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
有信睦弘	株式会社東芝執行役常務、社団法人日本工学教育協会常任理事
生駒俊明	独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センター長
石弘光子	中央大学総合政策学部特任教授
江上節子	東日本旅客鉄道株式会社顧問、早稲田大学大学院客員教授
尾池和夫	京都大学総長
木村孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
黒田壽二	金沢工業大学学園長・総長
小宮山宏	東京大学総長
佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館館長
佐藤弘毅	学校法人目白学園理事長、目白大学・短期大学部学長
田中成明	関西学院大学大学院司法研究科教授
中込三郎	学校法人中込学園理事長、全国専修学校各種学校総連合会会長
長田豊臣	学校法人立命館理事長
中津井泉	リクルート「カレッジマネジメント」編集長
菱沼典子	聖路加看護大学看護学部教授
森脇道子	自由が丘産能短期大学長
矢崎義雄	独立行政法人国立病院機構理事長

計 29名

役職は平成19年2月現在

審議の経過

日 程	内 容
中央教育審議会総会(第58回) 平成19年2月6日(火) 19:00～20:30	○ 文部科学大臣からの審議要請
教育制度分科会(第17回) 初等中等教育分科会(第47回) 2月14日(水) 10:00～12:10 (教育制度分科会は10:25～12:10) (初等中等教育分科会は10:25～10:45の閉会)	○ 学校教育法の改正について(初等中等教育関係) ○ 教育職員免許法等の改正について ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について 〔各種会議等からの提言等を踏まえ自由討議〕
教育制度分科会(第18回) 初等中等教育分科会(第48回) 2月16日(金) 19:00～21:10	○ 学校教育法の改正について(初等中等教育関係) ○ 教育職員免許法等の改正について ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について 〔3法の改正に関する主な検討事項について審議〕
教育制度分科会(第19回) 初等中等教育分科会(第49回) 2月21日(水) 18:00～21:10 (うち休憩時間15分)	○ 学校教育法の改正について(初等中等教育関係) ○ 教育職員免許法等の改正について ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について 〔3法の改正の方向について審議〕
大学分科会(第59回) 2月22日(木) 16:00～18:00	○ 学校教育法の改正について(高等教育関係) 〔改正の方向について審議〕
中央教育審議会総会(第59回) 平成19年2月25日(日) 10:00～12:30	○ 学校教育法の改正について(初等中等教育関係) ○ 教育職員免許法等の改正について ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について 〔これまでの審議状況について報告・審議〕
教育制度分科会(第20回) 初等中等教育分科会(第50回) 2月25日(日) 13:30～16:55 (うち休憩時間15分)	○ 「今後の教員給与の在り方について」(答申案)について ○ 学校教育法の改正について(初等中等教育関係) ○ 教育職員免許法等の改正について ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正について 〔3法の改正に関する骨子案について審議〕
大学分科会(第60回) 2月27日(火) 9:30～12:00	○ 学校教育法の改正について(高等教育関係) 〔改正に関する骨子案について審議〕 ○ 関係団体からの意見聴取(9団体)
教育制度分科会 初等中等教育分科会 委員懇談会 2月28日(水) 10:00～12:00、13:00～16:30	○ 関係団体からの意見聴取(39団体)及び審議
教育制度分科会(第21回) 初等中等教育分科会(第51回) 3月3日(土) 14:00～17:40	○ 関係団体からの意見聴取及び一般の方からの意見募集の結果について〔報告〕 ○ 答申案の構成案について〔審議〕
教育制度分科会(第22回) 初等中等教育分科会(第52回) 3月10日(土) 13:30～17:30 (うち休憩時間1時間)	○ 「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(答申)(案)について〔審議〕
中央教育審議会総会(第60回) 平成19年3月10日(土) 17:40～18:40	○ 「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(答申)(案)について〔審議〕 ○ 「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(答申)の決定、文部科学大臣への提出

上記審議会開催時間はおおよその時間

審議会開催回数 = 12

(総会3回、教育制度分科会・初等中等教育分科会6回、大学分科会2回、懇談会(関係団体ヒアリング)1回)

審議時間 = 約31時間45分

関係団体からの意見聴取 対象団体一覧

【教育制度分科会・初等中等教育分科会】(計39団体)

ヒアリング団体：30団体(2月28日)

全国高等学校長協会	全日本私立幼稚園連合会
全国公立小中学校事務職員研究会	全国連合退職校長会
日本教職員組合	日本教育大学協会
(財)日本中学校体育連盟	日本労働組合総連合会
日本私立中学高等学校連合会	全国連合小学校長会
全国都道府県教育長協議会	(社)全国高等学校PTA連合会
全国高等学校文化連盟	全国高等学校体育連盟
中核市教育長連絡会	(社)全国学校栄養士協議会
全国公立学校教頭会	全日本教職員連盟
全日本中学校長会	全国教育管理職員団体協議会
日本高等学校教職員組合	日本私立大学団体連合会
(財)日本学校体育研究連合会	全国国公立幼稚園長会
全国市町村教育委員会連合会	全国特殊学校長会
全日本教職員組合	日本青年会議所
全国公立高等学校事務職員協会	全国養護教諭連絡協議会

文書提出団体：9団体

日本私立小学校連合会	(社)日本PTA全国協議会
指定都市教育委員・教育長協議会	全国都市教育長協議会
全国町村教育長会	全国公立短期大学協会
(社)日本経済団体連合会	(社)全国公立文化施設協会
全国へき地教育研究連盟	

【大学分科会】(計9団体)

ヒアリング団体：8団体(2月27日)

国立大学協会	日本私立短期大学協会
公立大学協会	独立行政法人国立高等専門学校機構
日本私立大学団体連合会	日本私立高等専門学校協会
全国公立短期大学協会	全国専修学校各種学校総連合会

文書提出団体：1団体

全国公立高等専門学校協会

一般の方からの意見募集（募集結果）

1. 趣旨

平成19年2月21日に開催された中央教育審議会教育制度分科会及び初等中等教育分科会において配布された資料、「学校教育法の改正の方向について」、「教育職員免許法等の改正の方向について」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の方向について」につき、広く国民の皆様からの意見募集を実施した。

2. 実施期間

平成19年2月22日～平成19年2月28日

3. 一般の方から寄せられた意見数 届いた電子メール又は郵便の総数：1353件

（1）学校教育法への意見提出者

教員 (初中教育)	公務員	団体・ 団体職員	大学教員	その他	不明	総数
211 (46.5 %)	51 (11.2 %)	30 (6.6 %)	35 (7.7 %)	69 (15.2 %)	58 (12.8 %)	454

（2）教員免許法等への意見提出者

教員 (初中教育)	公務員	団体・ 団体職員	大学教員	その他	不明	総数
259 (50.4 %)	66 (12.8 %)	32 (6.2 %)	14 (2.7 %)	79 (15.4 %)	64 (12.5 %)	514

（3）地教行法への意見提出者

教員 (初中教育)	公務員	団体・ 団体職員	大学教員	その他	不明	総数
136 (39.0 %)	37 (10.6 %)	62 (17.8 %)	8 (2.3 %)	65 (18.6 %)	41 (11.7 %)	349

（4）その他の意見の提出者

教員 (初中教育)	公務員	団体・ 団体職員	大学教員	その他	不明	総数
27	13	2	4	19	20	85

（参考）各属性に含まれる者の例

教員 … 校長、教頭、一般教員（いずれも国公私含む。）

団体・団体職員 … 教職員組合及びその職員、学校法人関係者

その他 … 会社員、自営業、弁護士、主婦、無職等